

養生所/(長崎)医学校等遺跡の
保存・保護・整備・公開に関する陳情書 XI

(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

2019年(平成31年)2月27日 水曜日

長崎市議会議長 五輪清隆 様

陳情人

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭



議会事務局議事調査課



連絡先 電 話
携帯電話



養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情 XI (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

I. 発掘等調査の役割

1. 行政上の役割

文化財保護行政の本来の在り方は、遺跡については、現状保存です。

遺跡は、世界に唯一、そこにしかないものですから、取扱いは不要な損壊がないよう、万全の計画と注意が必要です。

遺跡の実態や性格の把握は、遺跡保存や遺跡の遺跡としての活用、公開、整備、継承の行政措置の基盤です。不要な損壊がなく、且つ、確実な調査が求められます。

口承、又、文献資料や絵図や写真等遺跡の補完資料の収集搜索や検討も必要です。

2. 学術上の役割

調査は、学術上の課題などを踏まえ、学術の進展に資することが期待されます。

3. 十全な調査

1-1、2を踏まえ、行政が学術機関と連携し、調査指導委員会や協議会を設置し、広く世界より人民の見解を求めて検証し、確実な調査が遂行されることが望まれます。

4. 情報の公開

1-1、2を踏まえ、行政判断や調査の過程において、速やかに、随時、現地や資料等、情報を公開し、広く世界より、各会、人民の見解を収集して行政判断の過程に反映し、確実な調査が遂行されることが望まれます。

5. 当該遺跡について

私達 当会は、当該遺跡について、近世末期から近代又現代へかけて、建築物の改廃、土地の利用の履歴の用途の変更が比較的短期間に輻輳し、遺跡の実態について一部の区画に“土地の造形”の大きな変更又“土地の造形”に大きな変更のない区画については同一層に輻輳する実態も予測され、且つ、歴史学上の価値も高いことより、慎重な計画的と準備に基づく繊細な発掘等調査が必要と考えます。

II. 長崎奉行所西役所等遺跡群と文化財保護法との関係

文化財保護法上において、当該遺跡は、建造物としての文化財である「有形文化財」、地上遺跡としての文化財である「記念物」、文化財が土地に埋蔵された状態のものである「埋蔵文化財」、埋蔵文化財が検出されて土地から遊離した文化財である「有形文化財」、一帯近隣の建造物との関係において「伝統的建造物群」の可能性及び、以上の混成として把握されます。

Ⅲ. 要望

1. 現代の私達 人類と遺跡

遺跡など文化財や歴史の存在は、包括的に概念として人類に普遍です。

目前の遺跡など文化財は、個別の人類の行為の集積であり

人類の普遍の個別の姿です。

私達 当会は、宇宙や自然に由来する普遍と人類に由来する普遍を考察します。

個別の人類の行為は、普遍に影響しません。

人類にとって、普遍は、所与であり、個別の人類の行為の対象の外にあるとも考えられます。

人類は普遍を求めず、普遍は、人類によって、破壊されます。

人類は、人類の普遍と自然の普遍:宇宙の真理における人類をも破壊します。

人類は、普遍の個別の姿、存在を破壊することが可能です。

普遍とその個別の存在は、現代では、公共によって賄われ理解され保持され得ると、世界の人々に、考えられているのではないのでしょうか。

普遍の個別の姿、即ち存在は、人に普遍を示唆します。

私達 当会は、普遍の個別の存在である、眼前の遺跡の保存と継承と身近な遺跡の遺跡としての活用を、皆様に、提案し要望しています。

2. 私達 当会は、皆様に、普遍的に、遺跡を、第一義に遺跡として取扱うよう要望します。

私達 当会は、皆様に、1. 発掘等調査の役割—1. 行政上の役割、2. 学術上の役割、3. 十全な調査、4. 情報の公開を実施し、遺跡の遺跡としての保存、並びに、遺跡の遺跡としての活用、公開、整備、継承の方針や計画や措置の実施について、行政上の決定がなされる以前に、他の開発等の方針や計画や措置の実施についての行政上の決定を成さないことを要望します。

3. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の発掘等調査について

私達 当会は、皆様に、当該遺跡の発掘等調査について、1. 発掘等調査の役割—1. 行政上の役割、2. 学術上の役割、3. 十全な調査、4. 情報の公開、5. 当該遺跡についてを踏まえ、当該遺跡の行政上の調査について、世界と日本全国から学術者の参加を募り、調査指導委員会を設置し、広範な関係者が参加する協議会を設置し、随時、世界の各会人民の見解を収集し検討し行政判断に反映し、より確実な調査を遂行することを要望します。

4. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の文化財保護法上の保護の措置について

(1)私達 当会は、皆様に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、その全域を、周知の埋蔵文化財包蔵地に決定することを要望します。

(2)私達 当会は、皆様に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、埋蔵文化財を現状保存しつつ、石垣石段や通路や道路を含む“土地の造形”を、現状保存し、又は、必要に応じて、特定の時期を定めて、文化財の保存技術保持者により、修築し又意図的措置による被害は之を原状回復し又既に滅失している部分は順次憶測の余地のない再建を行いつつ、国指定文化財(重要文化財、史跡、等)とすることを要望します。

5. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の遺跡としての活用について

(1)Ⅲ-4-2により、全体に遺跡の遺跡としての“土地の造形”の原状回復と憶測の余地のない再建が完了した状態に対して、建物基礎(柱痕、玉石、砂利、平石)及び用水用悪水路系遺跡(砂利、石材、煉瓦、天川石灰、モルタル)の原状回復、約30cm四方断面と推測する長角石三段積の建物基礎の再建等、又、石積土塀の再建等により、遺跡地及び建屋等建造物の実態を示唆できる状態に整備する。

(2)ICT(Information Communication Technology)を駆使し、情報発信等遺跡の活用を実施する。

(3)「日本開国」を主題とする『日本遺産』の認定の取得

私達 当会は、当会が提案する日本遺産『都市長崎よりの日本開国～山と海・坂と空・水・都市遺跡のハーモニー～』の取得を実現することを要望します。

当該遺跡は、当該日本遺産の構想に包含される重要な要素としての遺跡です。

私達 当会は、当該遺跡について、文化庁が認定する[日本遺産]の仕組みによって、活用することを要望します。

※ 詳細は別途、『都市長崎よりの日本開国～山と海・坂と空・水・都市遺跡のハーモニー～』の資料を御参照下さい。

(4)[長崎国際歴史文化都市構想]について

私達 当会は、“平地に住める街づくり”～市街維持の合理性、“斜面地保全”① 森林・畑地への還元 ② 市街保全を基本理念とし、遺跡とその活用の概念を基盤とし、長崎の遺跡と歴史と、長崎に長い年月の間に培われ継承された土地の利用の履歴を念頭に、観光をも視野に、長崎の街の歴史的空間的構造を現代の私達 長崎の生活に継承し活かし、訪問者に長崎の街と遺跡と歴史と風土と人類の姿を紹介し理解し楽しんで頂く構想として、[長崎国際歴史文化都市構想]を作成しました。

私達 当会は、当該遺跡について、學術者が参加する調査指導委員会の設置、學術調査を包含する遺跡全域の行政上の活用目的調査、遺跡の現状保存/原状回復/憶測の余地のない再建/活用を要望します。

6. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の行政上の取扱いについて

(1) III-1、2、3、4による当会の要望の実現について

III-1、2、3、4による当会の要望の実現について、旧長崎市立佐古小学校地における、当該遺跡の当該の保存活用と長崎市立仁田佐古小学校の併存は不可能と考え得ます。

①私達当会は、長崎市立仁田佐古小学校の建設と運営を当初計画に於ける他の複数の候補地等を実施することを要望します。

②私達 当会は、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、一部でも損壊や滅失によって失われることとなる開発工事を直ちに停止することを要望します。

(2) 長崎市と養生所を考える会の当該遺跡に関する“見解の相違”について

前回の陳情書Ⅹで要望した、当該の“見解の相違”について、情報交換が実施されていません。

本紙陳情書Ⅺにて再度当該の情報交換の場を設けることを要望します。

(3) 旧長崎市立佐古小学校南敷地の南端の楠の伐採に係る抜根の取扱いについて

2018年末に当会より長崎市の理事者に申し入れた旧長崎市立佐古小学校の南敷地の南端の楠の伐採に係る抜根への事前発掘調査の要望に対する打合せがその後途切れ進行していません。

本紙陳情書Ⅺにて当該の情報意見交換の場を再開することを要望します。

(4) 旧長崎市立佐古小学校地外周道路の取扱いについて

①前回までの複数の陳情書で資料を提出して指摘してきた通り、養生所/(長崎)医学校等遺跡は、施設敷地や関係地が旧長崎市立佐古小学校の敷地外の広域に亘ると考えられること、養生所/(長崎)医学校等の外周道路は旧来の畑地に、当該施設設置を由来として新たに設置形成された道路であること、より外周道路の開発行為については、事前の発掘調査を実施することを要望します。

②現在、外周道路の拡張工事が進行しています。

過去に工事が実施された市道西小島館内町1号線は明治10年頃迄に医学校の石段や門柱が形成された一帯と想定出来、遺跡にとって重要な一画です。

過去の開発工事での外周道路遺跡の取扱いについて御教示あることを要望します。

IV. 添付資料

私達 当会は、次に掲げる添付資料を、本陳情書の第二章として提示します。どうぞ、御一読下さいますようお願い申し上げます。

1. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 XI (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 添付資料 2019年(平成31年)2月27日 水曜日 長崎市議会議長 五輪清隆様 陳情人 養生所を考える会 代表 池知和恭』

2019年(平成31年)2月27日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

以上